

3. 法曹養成専攻

I	法曹養成専攻の教育目的と特徴	・・・	3-2
II	「教育の水準」の分析・判定	・・・	3-3
	分析項目 I 教育活動の状況	・・・	3-3
	分析項目 II 教育成果の状況	・・・	3-11
III	「質の向上度」の分析	・・・	3-16

I 法曹養成専攻の教育目的と特徴

法学政治学研究科法曹養成専攻（以下「本専攻」ということがある。）は、専門職大学院設置基準という法科大学院であり、法学政治学研究科の1専攻として、2004年度に新設された。その教育目的は、「国民や社会に貢献する高い志と強い責任感、倫理観を持ち、先端的法分野や国際的法分野でも活躍しうる、優れた法律実務家を養成すること」、すなわち、幅広い素養と深い専門性を兼ね備え、社会の要請に応えられる高い志と強い責任感・倫理観を持ち、国内外で活躍しうる法律実務家の養成であり、これは本学の中期目標である「大学院課程を通じ、未踏の領域に果敢に挑戦する開拓者精神に富み国際的に活躍できる研究者、高度専門職業人等、社会の先頭に立つ人材を育成する」の一翼を担うものである。

本専攻は、アドミッション・ポリシーとして、「社会に貢献しようという高い志をもって法律の学習に取り組み、法の体系・理論・運用を理解したうえで、法的問題を解決するために自らの思考を発展させることのできる者」を求める学生像として掲げている。入学定員は240名であり、そのうち概ね75名を法学未修者に、概ね165名を法学既修者に割り当てている。また、定員の2割以上は、社会人経験のある者又は理系その他の他学部出身者が占めている（資料3-1）。

（資料3-1：入学者数等）

	2010	2011	2012	2013	2014	2015
入学定員	240	240	240	240	240	240
入学者数	229	228	229	232	223	222
入学定員に対する入学者の割合	95.4%	95.0%	95.4%	96.7%	92.9%	92.5%
うち他学部出身者・社会人等	48	49	48	52	45	47
他学部出身者・社会人等の占める割合	21.0%	21.5%	21.0%	22.4%	20.2%	21.2%

[想定する関係者とその期待]

本専攻においては、法曹を志す様々なバックグラウンドを持つ学生が第一の関係者であり、本専攻における教育を通じて、法曹としての基幹的能力、高度な専門的知見の涵養を図り、修了後、優れた法律実務家となることを期待している。また、修了生を受け入れる法曹界、官公庁、企業は、関係者として、将来、先端的法分野や国際的法分野で活躍しうる優れた人材の育成を期待している。

II 「教育の水準」の分析・判定

分析項目 I 教育活動の状況

観点 教育実施体制

(観点に係る状況)

本専攻が重視する先端的分野・国際的法分野における優れた実務家の養成にとっては、先端的な実務で生起する問題を「研究」に接続するとともに、学界の第一線で活躍する研究者による理論研究に裏付けられた「実務」教育を実施することが重要である。本専攻の教育実施体制は、まさに最高レベルの研究者教員と実務家教員が協働して教育を担当するものであり、本専攻の教育目的を達成する上で十分なものである。本専攻の教員組織は、専任教員 58 名で、そのうち学部・他専攻の専任教員として算入されない者は 12 名である。そのうち実務家専任教員は 12 名であり、そのうち常勤専任実務家教員は 5 名である。最高レベルの研究者教員及び実務家教員を、分野の偏りなく多数擁しており、全体としてバランスのとれた陣容を備えている(資料 3-2、資料 3-3)。

(資料 3-2 : 法曹養成専攻の各大講座別の専任教員現員数)

私法系 (担当領域: 民事系科目、展開・先端科目)	22 人
公法系 (担当領域: 公法系科目・刑事系科目、展開・先端科目)	12 人
法理論系 (担当領域: 基礎法学、隣接科目)	11 人
法実務系 (担当領域: 法律実務基礎科目)	12 人
法と社会学 (協力講座: 担当領域は各種)	1 人

(資料 3-3 : 法曹養成専攻担当教員一覧)

[教授]		専門	
1	石黒 一憲	国際私法	
2	樋口 範雄	英米法	
3	木庭 顕	ローマ法	
4	中田 裕康	民法	
5	河上 正二	民法	
6	ダニエル フット	法社会学	
7	神田 秀樹	商法	
8	西川 洋一	西洋法制史	
9	海老原 明夫	ドイツ法	
10	井上 達夫	法哲学	
11	柿嶋 美子	英米法	
12	岩澤 雄司	国際法	
13	中里 実	租税法	
14	唐津 恵一	企業法	○
15	岩村 正彦	社会保障法	
16	高田 裕成	民事訴訟法	
17	佐伯 仁志	刑事法	
18	太田 勝造	現代法過程論	
19	大村 敦志	民法	
20	大淵 哲也	知的財産法	
21	山川 隆一	労働法	
22	平野 温郎	企業法務実務	○
23	中谷 和弘	国際法	
24	森田 修	民法	
42	太田 洋	弁護士実務	○
43	松原 健太郎	東洋法制史	
44	橋爪 隆	刑事法	
45	東山 太郎	検察官実務	○
46	菱田 雄郷	民事訴訟法	
47	宍戸 常寿	憲法	
(社研)			
48	佐藤 岩夫	法社会学	
[准教授]			
1	米村 滋人	民法	
2	加藤 貴仁	商法	
3	樋口 亮介	刑事法	
【みなし専任教員】			
[客員教授]			
1	末吉 互	弁護士実務	
2	手塚 裕之	弁護士実務	

東京大学法学政治学研究科法曹養成専攻 分析項目 I

25	荒木 尚志	労働法		3	大下 慶太郎	弁護士実務	
26	伊藤 洋一	ヨーロッパ共同体					
27	浅香 吉幹	英米法					
28	森田 宏樹	民法					
29	石川 健治	憲法					
30	斎藤 誠	地方自治法					
31	松下 淳一	民事訴訟法					
32	神作 裕之	商法					
33	増井 良啓	租税法					
34	白石 忠志	経済法					
35	大澤 裕	刑事法					
36	沖野 眞巳	民法					
37	藤田 友敬	商法					
38	山本 隆司	行政法					
39	古田 啓昌	弁護士実務	○				
40	川出 敏裕	刑事法					
41	畑 瑞穂	民事手続法					

[客員准教授]	
4	松村 祐土 弁護士実務
5	荻野 敦史 弁護士実務
6	家原 尚秀 裁判官実務
7	黒田 康之 弁護士実務

教 授	48
准 教 授	3
みなし専任教員	7
合 計	58

○印は専任実務家教員

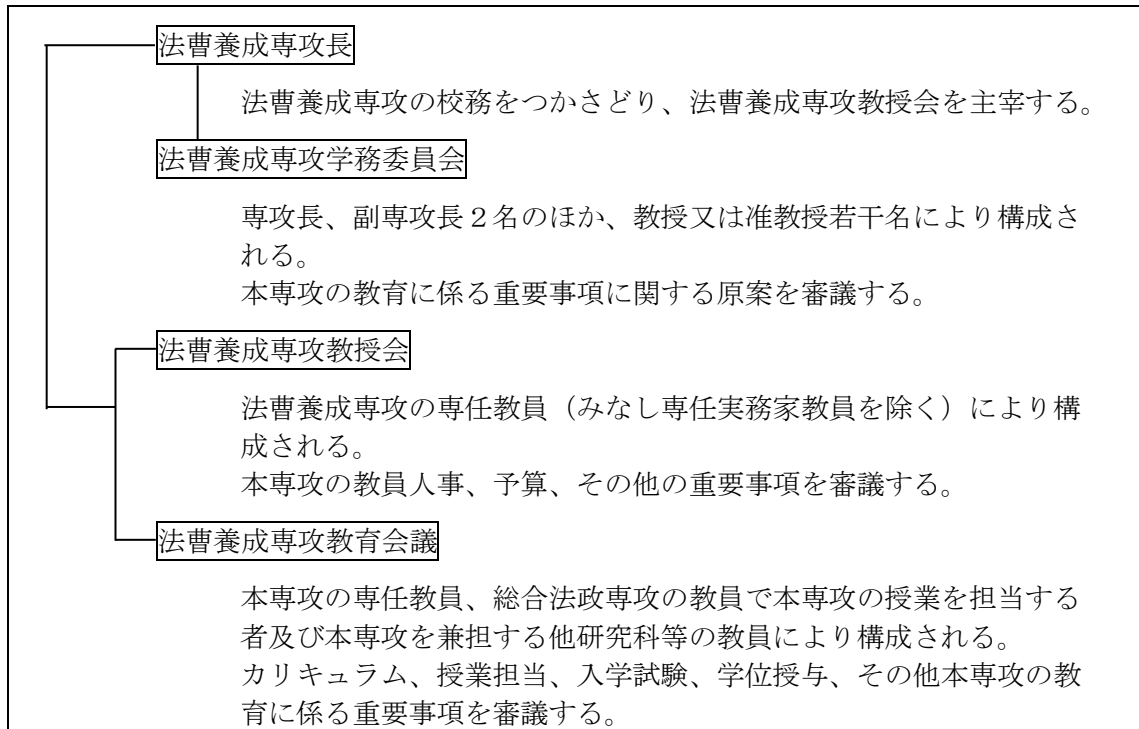
また、専任教員1名当たりの学生数は、9.2名であり（資料3-4）、徹底した少人数教育や演習等を通じた充実した個別指導を行う体制が整っている。

（資料3-4：法曹養成専攻在籍者数（2015年4月1日現在））

入学年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	合計
未修	4	1	7	18	59	59	66	214
既修	0	0	0	1	8	156	156	321
合計	4	1	7	19	67	215	222	535

本専攻の管理運営に関しては、専任教員（みなし専任実務家教員を除く）によって構成される法曹養成専攻教授会が置かれ、本専攻の教員人事その他の重要事項を審議する。また、入試、カリキュラム、授業担当等、本専攻の教育に係る重要事項を審議するために、本専攻の専任教員のほか、本専攻の授業の担当者、兼担者によって構成される法曹養成専攻教育会議が置かれている。さらに、本専攻の校務をつかさどり法曹養成専攻教授会を主宰する機関として専攻長が置かれ、専攻長を補佐する機関として学務委員会が置かれている（資料3-5）。

(資料3-5: 法学政治学研究科法曹養成専攻の管理運営体制・組織図)



本専攻における教育の内容及び方法を改善するため、専攻長、副専攻長及び若干名の専任教員から構成される教員方法助言委員会が置かれている（資料3-6）。同委員会は、教員の授業参観を実施するほか、授業の内容及び進め方に関する情報交換会を定期的に開催している（資料3-7）。また、本専攻では、学生による授業評価アンケートの実施を義務づけており（履修者数が10名以下の授業を除く）、その結果を学生に開示するほか、法曹養成専攻教育会議で分析を示し、教員の授業改善に向けた資料として活用している。授業評価アンケートの結果は、外部評価機関である法科大学院運営諮問会議にも資料として提出され、討議及び評価の対象となっている。さらに、専任教員の教育研究能力の向上を図ることを目的として、研究専念期間を与える制度が設けられており、教育研究能力の改善の契機として重要な意義を有している。

(資料3-6: 法曹養成専攻教育向上体制規則)

(教育方法助言委員会)

第1条 法曹養成専攻における授業の内容及び方法（成績評価の方法を含む）の質をより一層向上させるため、同専攻に教育方法助言委員会（以下「委員会」という）を置く。

2 委員会は、法曹養成専攻長、同副専攻長及び若干名の教員をもって構成する。

(教育方法助言委員会の任務)

第2条 委員会は、第3条において定めるほか、研究会、研究その他のプログラムを企画及び実施し、関連する資料の収集を行なう。

(授業参観)

第3条 委員会は、各教員の授業参観を行なう。

2 各教員は、他の教員の授業を参観し報告書を提出するものとする。授業参観教員の割当て等は、委員会が担当する。

3 前2項の規定にかかわらず、当分野の間、各教員は下記の3方式の中から自己に適用される方式を選択することができる、

イ 自己の授業につきビデオ撮影を行ない、その録画を自己点検し、委員会に報告書を提出する。

ロ 委員会の指名した教員が授業参観をすることを認める。参観した教員は、報告書を委員会に提出する。

<p>ハ 委員会が授業参観をすることを認める。 (授業評価)</p> <p>第4条 法曹養成専攻の授業は、履修した学生からの評価を受けなければならない。ただし、履修者数が10名以内の授業は、この限りでない。</p> <p>2 評価アンケートの様式は、委員会が定める。</p> <p>3 個々の授業に関する学生授業評価の結果につき、委員会は閲覧謄写をすることができる。</p> <p>4 学生による授業評価の結果に対して、授業担当教員はコメントを付すことができる。委員会は、授業担当教員にコメントを求めることができる。</p> <p>(授業評価の公表)</p> <p>第5条 法曹養成専攻全体での学生授業評価の概要は、公表する。</p> <p>2 個々の授業に関する学生授業評価の結果は、評価した学生にも公表しない。</p>

(資料3-7: 授業に関する情報交換会実施記録 (2010年度~2015年度))

開催年度	開催月日	議 題
2010	12月9日	・定員減による授業への影響について (基本科目演習・必修科目を中心として)
2011	12月8日	・認証評価基準としての『到達目標』 ・法的な文章の書き方の指導について
2012	12月6日	・未修者教育について
2013	12月5日	・法律実務基礎科目について
2014	12月4日	・未修者教育、特に「未修者指導」について ・予備試験受験者による欠席の扱いについて
2015	12月3日	・「未修者指導」の在り方について ・実務系科目について

さらに、毎年度、学務委員会のメンバーが分担して1年次・2年次の学生全員を少人数に分けて順次意見聴取を行う懇談の場を設けており、その結果を教育内容及び方法の改善の参考としている。また、専攻長宛に随時、学生が意見を述べることのできる電子メールアドレスを開設し、そこに寄せられる声も改善の参考としている。それらで出された学生の意見や要望を踏まえて、第2期中期目標期間中には学生自習室の完全個室化を含む充実、法科大学院学生図書室やオンラインの法律データベースの拡充、定期試験答案のコピーの返却、などの新たな措置が実現した。

(水準) 期待される水準を上回る。

(判断理由) 本専攻の教員組織は、すべての分野について最高レベルの研究者教員及び実務家教員をバランスよく配置し、かつ、学生数に対応して徹底した少人数教育を行うことができる専任教員数を備えているが、第2期中期目標期間内においても、第一線の研究者・実務家を新たに採用することにより、その質・量を極めて高い水準で維持している。また、2013年度の法科大学院認証評価においても、専任教員の教育研究能力の向上を図ることを目的とした研究専念期間の制度が優れた点として指摘されるなど、教育組織については高い評価が与えられている。また、教育内容及び教育方法の改善を図る実施体制が充実しており、教育方法助言委員会の主導のもとで、それらの改善が確実に実行されてきており、学生の期待を上回る水準にあると評価できる。

観点 教育内容・方法

(観点に係る状況)

本専攻は、専門職学位課程として、「専攻分野における専門知識を修得し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識、卓越した能力及び高い倫理観を有し、社会の発展に貢献することができる」者に学位を授与する方針に基づき（資料3-8）、以下のような教育内容・方法を展開している。

専門知識の修得のため、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する法律基本科目、法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目である法律実務基礎科目のほか、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の4種の授業科目を開設している。判例研究やRWD（Research, Writing&Drafting）のように実務に即した実践的科目を多数開設している一方で、理論的・歴史的に「法」を捉える多様な視点を示す「法のパースペクティブ」、現代社会が直面している問題を深く掘り下げる「現代法の基本問題」など特徴ある科目を必修科目とすることによって、理論教育と実務教育の架橋とバランスに留意しつつ、法曹としての専門知識および能力、さらに深い学識および高い倫理観を涵養している（別添資料3-1）。

(資料3-8：学位授与方針)

東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻 学位授与方針

東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻は、専攻の教育研究上の目的に定める人材を養成するため、次に掲げる目標を達成した学生に法務博士の学位を授与します。

- 基礎的な法分野のみならず、先端的法分野や国際的法分野についても、精深にして広範な知識を有すること。
- 人間と社会に関する広い視野と深い洞察に基づいて、現代社会において提起される諸問題の解決のために、その法的知識を応用する能力を有すること。
- 法律家としての責任・倫理に関して豊かな識見を身につけていること。

また、国際的な法律問題に対処する能力を育成するための国際関係法科目やビジネスの先端分野に関する多彩な科目を設けている。従来から、「現代アメリカ法2」、「サマースクール」、修了・司法試験受験直後の学生が米国・欧州・アジアの国際機関や法律事務所等で研修する「海外派遣」などの取組を通じて、国際的な法律問題への対応能力の涵養に力を入れ、高い評価を受けてきたところであるが、2010年度～2015年度の時期においても、以下のような新たな取り組みを実施した。まず、英語による授業として、2014年度から、「英語で学ぶ法と実務1」と「英語で学ぶ法と実務2」を新設した。これは、主に日本の法事象を英語で表現し世界に発信することを学ぶことに力を入れている点に特徴がある。「海外派遣」や英語による授業に関する以上のような取組は、文部科学省による2014年度の「公的支援見直し加算プログラム」においても、「卓越した優れた取組」として、極めて高い評価を受けている（資料3-9）。

(資料3-9：公的支援見直し加算プログラム評価結果)

年度	取組名	評価
2014	英語での授業の充実による国際的な法律家の育成	卓越した優れた取組
	海外派遣等による国際的・先端的な活動領域の開拓	
	持続可能な高度の法科大学院教育のための法学教員養成事業	特に優れた取組
	「東京大学法科大学院ローレビュー」を中核とした問題発見・分析能力の涵養	
	公募履修生の受入れによる体系的・実践的な継続教育	優れた取組
2015	海外派遣等による国際的・先端的な活動領域の開拓	卓越した優れた取組
	英語での授業の充実による国際的な法律家の育成	
	東アジア法の理解を通じた多面的・創造的な法律家の育成	

持続可能な高度の法科大学院教育のための法学教員養成事業	特に優れた取組
『東京大学法科大学院ローレビュー』を中核とした問題発見・分析能力の涵養	
法教育・法整備支援による社会貢献活動への認識強化	特に優れた取組
公募履修生等の受入れによる体系的・実践的な継続教育	優れた取組

また、東アジア法に対する理解を通じた多面的・創造的な法律家の養成に資するため、2015年度には、夏季集中の形で、「演習（韓国法）—民法の日韓比較を中心に」という題目の演習を開講した。担当教員としては、韓国の成均館大学から東京大学で博士号を取得した教員を特任准教授として招聘した。この演習には、東京大学法科大学院の教員も参加し、日韓双方の観点を交差させる形で授業が深まるような協力を行った。

学生の段階的・発展的履修に資するよう、科目の配当学期についても配慮している。具体的には、未修者によって構成される1年次には主として法律基本科目を配当し、既修者が加わる2年次には法律基本科目の上積みに加えて「民事実務基礎」、「刑事実務基礎」やRWD等の法律実務基礎科目、上記「法のパースペクティブ」等を配当している。そうした基礎の上に立ち、3年次では法律基本科目や「現代法の基本問題」に加え、法律実務基礎科目や基礎法学・隣接科目、展開・先端科目など多数の選択科目によって展開的な学修を促している。

これらの科目群に加えて、法曹として必要な高度な専門的知見や素養を養成するため、先端的なトピックに関する多彩な演習も開講している。

以上のような先端的な授業内容の成果を発揮する場として、「リサーチペーパー」及び「研究論文」という科目を設置し、理論的・実務的に高度なレベルの文章を作成する能力の育成に力を入れている。

また、2015年度からは、法律実務の経験のある専門職業人を大学院科目等履修生として一部の授業科目において受け入れる公募履修生の制度を開始しており、専門職業人の継続教育に資するほか、教員や学生にとっての刺激ともしている。

教育課程を編成するに当たっては、法曹養成に対する社会的要請に応えるとともに、「観点 教育実施体制」に係る状況として説明した多様な方法で聴取した学生からの要望をも参考として教育内容の改善に努めている。また、本専攻に対する独自の社会的要請に対応するため、財界、法曹界、学界等、学外の識者により構成される法科大学院運営諮問会議を設置し、教育の内容と成果に対する率直な評価を取り入れる場としている（資料3-10、資料3-11）。現在までのところおおむね満足度は高く、大きな手直しを必要とするには至っていないが、個々の科目について担当教員において改善の努力が重ねられている。

（資料3-10：東京大学法科大学院運営諮問会議委員名簿）

東京大学法科大学院運営諮問会議委員名簿	
岡本 圀衛	日本生命保険相互会社 会長
翁 百合	株式会社 日本総合研究所 副理事長
小津 博司	元法務事務次官、元検事総長、弁護士
竹崎 博允	元最高裁判所長官
庭山 正一郎	弁護士（あさひ法律事務所）
真砂 靖	元財務事務次官、弁護士（西村あさひ法律事務所）
宮崎 裕子	弁護士（長島・大野・常松法律事務所）
Mark Ramseyer	ハーバード大学 教授
（敬称略）	

(資料 3-11：運営諮問会議審議事項)

- 第 14 回 2010 年 10 月 27 日 フォーレスト本郷
出席者 委員 8 名、教員 5 名
法科大学院授業・施設見学
法科大学院の現状報告等 (2010 年度新司法試験の結果について、前回会議以降の概況について、2011 年度入学試験について、修了生の就職支援について、施設整備について)、審議
- 第 15 回 2011 年 11 月 28 日 大講堂会議室
出席者 委員 8 名、教員 8 名
法科大学院の現状報告等 (2011 年度新司法試験の結果について、前回会議以降の概況について、2012 年度入学試験について、未修者教育について、研究者養成について、修了生の就職支援について)、審議
- 第 16 回 2012 年 11 月 22 日 法 3 号館 224 会議室
出席者 委員 8 名、教員 9 名
法科大学院の施設見学、法科大学院学生との懇談会
法科大学院の現状報告等 (2012 年度司法試験の結果について、前回会議以降の概況について、施設整備について、2013 年度入学試験について、研究者養成について、進路選択・就職支援について)、審議
- 第 17 回 2013 年 11 月 11 日 法 3 号館 224 会議室
出席者 委員 8 名、教員 8 名
法科大学院授業
法科大学院の現状報告等 (2013 年度司法試験の結果について、前回会議以降の概況について、2014 年度入学試験について、法科大学院認証評価について)、審議
- 第 18 回 2014 年 11 月 10 日 法 3 号館 203 会議室
出席者 委員 8 名、教員 8 名
法科大学院の現状報告等 (2014 年度司法試験の結果について、前回会議以降の概況について、2015 年度入学試験について、新たな取組について)、審議
- 第 19 回 2015 年 6 月 3 日 法文 1 号館 2 階中会議室
出席者 委員 7 名、教員 8 名
法科大学院の現状報告等 (法科大学院の概要について、平成 26 年司法試験の結果について、予備試験について、特色ある取組について)、審議
- 第 20 回 2015 年 11 月 13 日 法 3 号館 224 会議室
出席者 委員 8 名、教員 7 名
法科大学院授業
法科大学院の現状報告等 (2015 年度司法試験の結果について、前回会議以降の概況について、2016 年度入学試験について)、審議

本専攻では、法律基本科目を中心に、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行っている。各授業のクラス規模は、展開される多様な科目の教育課程上の位置付けに応じ、それぞれの教育効果を考慮しつつ決定されている。特に、法学未修者である 1 年次の法律基本科目においては、少人数教育を重視する観点から、2010 年度以降、入学定員を 100 名から 75 名に削減し、さらに 2016 年度からは 65 名に削減している。この結

果、2016 年度以降は、33 名標準で 2 クラスの編成がなされることになる。また、2 年次以降の法律基本科目（上級科目）及び法律実務基本科目についても、1 クラスの人数は最大でも 55 名程度である。

年間の授業の計画、内容や方法、成績評価の基準と方法については、シラバスを配布して予め学生に周知を図っている。授業内容に関する学生からの質問には、授業後やメールによって長時間かけて対応する教員が多く、また、定期試験後には、試験講評会等の方法によって解説するほか、成績評価に関する学生からの申出に対して科目担当者が答える「成績評価の説明願」の制度を設けている。

自習環境として、法科大学院専用の学生自習室を設けて、判例集・法律雑誌・図書のほか、オンラインで検索可能な法律データベースを備え、土日の利用も可能としている。また、授業で使用しない教室については、学生に開放して自主的な勉強会の開催に役立てている。さらに、教育支援室を設置して、学生の学修上の疑問に答える体制を整えている。また、法学未修者である 1 年次に対しては、2014 年度から、東京大学法科大学院同窓会が推薦し学務委員会が承認した未修者指導講師が文書作成指導を行う「未修者指導」を実施しており、2015 年度後半からは法学未修者 2 年次に対しても試行的に行っている。2014 年度には 16 名の未修者 1 年次学生が参加し、2015 年度には、69 名の 1 年次学生、32 名の 2 年次学生が参加している（資料 3-12）。

（資料 3-12：未修者指導講師による指導）

年度	2014	2015
未修学生数（1 年次）	78	87
未修学生数（2 年次）	76	71
提出者数（1 年次）	58	62
提出者数（2 年次）		32
指導講師数（1 年次）	20	15
指導講師数（2 年次）		8

さらに、2 年次・3 年次については、自らの問題関心から特定のテーマについて掘り下げた分析を行い、理論的・実務的に高度な水準の文章を作成する能力を育成するため、多数の演習を開講するほか、「リサーチペーパー」及び「研究論文」という科目を設置している（資料 3-13）。そして、優秀なリサーチペーパーに対しては賞を授与するとともに、学生による優秀な論文を掲載する『東京大学法科大学院ローレビュー』を学生が主体となって編集しており、上記能力の育成を支援する環境を整備している。2004 年度から 2009 年度までのリサーチペーパーの提出件数の総数は 167 件（優秀リサーチペーパー賞授与者は 21 件）であるところ、2010 年度から 2015 年度までの提出件数の総数は 194 件（優秀リサーチペーパー賞授与者 53 件）である。リサーチペーパーの提出総数は高いレベルで安定しているところ、優秀リサーチペーパー賞の授与者の割合が増加している。これは、文書作成指導の教育水準が向上していることを示すものといえる。

（資料 3-13：「リサーチペーパー」及び「研究論文」の提出件数）

	2010	2011	2012	2013	2014	2015
リサーチペーパー （優秀リサーチペーパー賞授与者数）	32 (7)	26 (5)	48 (16)	38 (7)	28 (10)	22 (8)
研究論文	3	2	6	8	3	2

心理面では、法学部・大学院出身の学習相談員と心理カウンセラーが互いに協力し、学修面の相談から将来の進路や日常生活上の悩みまで幅広く相談に応じる学習相談室を設置している。

(水準) 期待される水準を上回る。

(判断理由) 教育内容については、国際的・先端的な観点からの授業や英語による授業を含む多彩で充実したプログラムを展開しており、運営諮問会議の意見、学生アンケートの結果(後掲資料3-17、P3-14)及び法曹その他の関係者から寄せられた声に鑑みると、日本の法曹養成教育をリードする法科大学院として、第1期中期目標期間に引き続き、期待される水準を大きく上回っているものと評価される。

教育方法については、少人数による双方向的又は多方向的で、密度が高く、丁寧な教育が行われている。また、第2期中期目標期間においては、とりわけ未修者における少人数教育、文書作成指導などのきめ細かい教育が拡充されており、その水準は学生の期待を上回っているものと評価できる。

分析項目Ⅱ 教育成果の状況

観点 学業の成果

(観点に係る状況)

本専攻は将来の法曹として活躍するに足る学力と資質を育成することをその役割としており、多数の修了生を送り出している(資料3-14)。それらの修了生の多数が司法試験に合格している。第2期中期目標期間において、法学既修者の合格率は高い水準を維持しており、法学未修者の合格率も全国平均を常に上回っている(資料3-15)。本専攻の教育目的は司法試験合格に尽きるものではないが、このように合格水準が高いレベルで推移していることは、本専攻の教育により、修了生が十分な専門的知見を修得していることを示すものである。

(資料3-14: 修了者数)

	2010	2011	2012	2013	2014	2015
修了者数						
既修	178	158	159	128	127	128
未修	87	76	65	55	53	55
合計	268	242	224	183	180	183
うち標準修業年限での修了者数						
既修	176	153	154	128	124	124
未修	79	67	52	49	41	39
合計	255	220	206	177	165	163

(資料3-15: 司法試験合格者数)

既修	入学者数	司法試験合格者数								累計	累計合格率	初年度合格率
		2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012				
入学年度	2004	202	120	25	7	2	0	0	0	154	76.2%	59.4%
	2005	203	—	114	29	11	0	2	0	156	76.8%	56.2%
	2006	205	—	—	119	26	7	2	2	156	76.1%	58.0%
	2007	199	—	—	—	128	32	9	4	173	86.9%	64.3%
計	809	120	139	155	167	39	13	6	639	79.0%		

東京大学法学政治学研究科法曹養成専攻 分析項目Ⅱ

既修	入学者数	司法試験合格者数						累計	累計合格率	初年度合格率	
		2010	2011	2012	2013	2014	2015				
入学年度	2008	197	122	30	9	1	3	0	165	83.8%	61.9%
	2009	188	—	122	25	6	2	2	157	83.5%	64.9%
	2010	163	—	—	106	23	7	1	137	84.0%	65.0%
	2011	160	—	—	—	126	17	2	145	90.6%	78.8%
	2012	160	—	—	—	—	102	15	117	73.1%	63.8%
	2013	164	—	—	—	—	—	84	84	51.2%	51.2%
計	1032	122	152	140	156	131	104	805	78.0%		

未修	入学者数	司法試験合格者数							累計	累計合格率	初年度合格率	
		2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013				
入学年度	2004	106	38	15	6	1	0	0	0	60	56.6%	35.8%
	2005	103	—	30	14	2	2	2	1	51	49.5%	29.1%
	2006	94	—	—	29	11	5	2	2	49	52.1%	30.9%
計	303	38	45	49	14	7	4	3	160	52.8%		

未修	入学者数	司法試験合格者数						累計	累計合格率	初年度合格率	
		2010	2011	2012	2013	2014	2015				
入学年度	2007	97	26	16	7	4	1	1	55	56.7%	26.8%
	2008	99	—	22	15	7	0	5	49	49.5%	22.2%
	2009	85	—	—	22	11	1	5	39	45.9%	25.9%
	2010	66	—	—	—	16	9	5	30	45.5%	24.2%
	2011	68	—	—	—	—	16	14	30	44.1%	23.5%
	2012	69	—	—	—	—	—	15	15	21.7%	21.7%
計	484	26	38	44	38	27	45	218	45.0%		

注) 累計合格率は、累計合格者数／入学者数
初年度合格率は、初年度合格者数／入学者数

	既修				未修			
	受験者数	合格者数	合格率	全国平均	受験者数	合格者数	合格率	全国平均
2006	170	120	70.60%	48.30%				
2007	225	140	62.20%	46.00%	79	38	48.10%	32.30%
2008	252	155	61.50%	44.30%	114	45	39.50%	22.50%
2009	272	168	61.80%	38.70%	117	48	41.00%	18.90%
2010	275	161	58.50%	37.00%	136	40	29.40%	17.30%
2011	260	165	63.50%	35.40%	156	45	28.80%	16.20%
2012	225	146	64.90%	36.20%	154	48	31.20%	17.20%
2013	217	156	71.90%	38.40%	140	41	29.30%	16.60%
2014	173	131	75.70%	32.80%	131	27	20.60%	12.10%
2015	162	104	64.20%	32.30%	143	45	31.50%	12.60%

東京大学法学政治学研究科法曹養成専攻 分析項目Ⅱ

また、『東京大学法科大学院ローレビュー』は、本専攻学生の研究発表の媒体として機能しており、「学問的に見て一定の新規性・創造性を有するかどうか」を問う厳格な審査を経て掲載される。2010年度に刊行された第5巻から2015年度に刊行された第10巻までを通じて、計26本の学生投稿論文が掲載されており、いずれも学術的に優れた水準に達している（資料3-16）。

（資料3-16：東京大学法科大学院ローレビュー・学生投稿論文）

掲載号	著者	題名
Vol. 5 (2010. 9)	生田大輔	我が国解雇法制における金銭解決制度導入の可能性 －国際比較を通して－
	太田健介	憲法学から見た行政裁量とその統制
	佐藤孝一	居住用建物賃貸借における更新料特約の有効性の判断構造
	巽智彦	第三者効と第三者再審
	西貝吉晃	中立的行為による幫助における現代的課題
	松田浩道	日本の裁判所における国際人権法 －国内適用論の再構成－
Vol. 6 (2011. 9)	石塚翔太郎	国際投資仲裁における人権保障と多国間投資協定
	西上治	給付行政と「自由意識の喪失」
	根本拓	性同一性障害者をめぐる法及び社会制度についての考察
	本郷隆	外資規制法の構造分析 －安全保障を理由とする投資規制の比較法的分析と事例研究－
Vol. 7 (2012. 9)	岩間郁乃	社債権者集会決議による社債の元金減免の可否と社債権者の合理的意思決定
	長門貴之	相続税法と遡及効 －裁判例・裁決例の分析から－
	藤岡祐治	限定責任信託における受託者の第三者に対する責任
	本郷隆	「大学の自治」に関する試論 －社会・正当性・構造－
	山名淳一	施設内処遇に続く社会内処遇の検討
	吉川慶	監査役および社外取締役へのストックオプション付与について
Vol. 8 (2013. 9)	天野良	医行為概念の再検討
	岩川隆嗣	パラレルデットの有効性に関する考察
	岡成玄太	遺言執行者の当事者適格を巡る一局面
	吉川慶	MBOにかかる株式取得価格の判断方法
	吉田咲耶	国際的養子斡旋をめぐるハーグ条約及び日本法上の規制
Vol. 9 (2014. 10)	岡成玄太	遺産分割の前提問題と固有必要的共同訴訟 －その比較法的研究－
	坂本涼	行政処分 of 反復禁止効と既判力
	土井翼	公共用物上の不法占拠者の排除 －公物管理権の法的性質試論－
Vol. 10 (2014. 10)	佐野文彦	ストーカー行為罪に関する解釈論と立法論の試み
	長谷川翔大	濫用的会社分割と詐害行為取消権

在学生からの評価においても、授業アンケート等を通じてその概況を知ることが可能であるが、概ね満足しているものと思われる（資料3-17）。

(資料3-17: 授業アンケート集計結果 (抜粋))

問：授業は総合的に満足のいくものであったか。(%)														
	2009 夏	2009 冬	2010 夏	2010 冬	2011 夏	2011 冬	2012 夏	2012 冬	2013 夏	2013 冬	2014 夏	2014 冬	2015 S	2015 A
ア	35.3	33.8	35.6	40.2	37.5	44.0	39.3	41.4	38.1	42.7	38.8	41.0	37.3	39.0
イ	33.9	34.9	34.9	33.2	35.7	32.7	33.0	32.0	31.7	31.6	33.4	34.0	32.2	31.4
ウ	22.3	23.3	21.7	19.9	21.4	18.4	21.6	21.9	22.8	20.2	21.2	20.6	23.8	23.2
エ	6.3	5.4	5.8	4.9	3.9	3.3	4.0	3.3	4.7	4.0	4.3	2.9	4.4	4.7
オ	2.1	2.6	1.9	1.8	1.4	1.6	2.0	1.4	2.7	1.5	2.3	1.5	2.3	1.7

ア：そう思う

イ：どちらかといえばそう思う

ウ：どちらともいえない

エ：どちらかといえばそう思わない

オ：そう思わない

(水準) 期待される水準を上回る。

(判断理由) 第1期中期目標期間から引き続き、本専攻を修了した者の多くが、全国平均を大きく上回り司法試験に合格していること(資料3-15)、法科大学院ローレビューの掲載論文など、学問的にも高い水準の成果を生み出していること、また、学生アンケートの結果からもわかるとおり学生の満足度も第1期中期目標期間から引き続き高いこと(資料3-17)など、高い水準の成果を上げており、期待される水準を大きく上回っていると考えられる。

観点 進路・就職の状況

(観点到に係る状況)

「観点 学業の成果」に係る状況として述べたように、国際的・先端的な教育を重視する教育課程を修了した多数の修了生が司法試験に合格している。これらの者の大多数は、司法修習を経て、法律実務家となっており、本専攻は、次代を担う高度の専門性をもつ法律実務家の供給源としての責務を果たしている。

学生の進路選択に資するために、2011年度より、東京大学出身の法曹実務家の団体である「東大法曹会」と連携を取り、夏期休業期間中、学生が法律事務所研修を行う制度(サマー・トレイニー制度)を導入した。その他、「東大ロースクール卒の法曹による座談会」の企画・開催、「法科大学院進路選択セミナー」の開催など、進路選択の支援を幅広く展開している。また、法学研究者の養成は、法学研究の水準の維持・発展や、持続的な法科大学院教育のために、不可欠であるところ、法科大学院創設後、法学研究者を志望する学生が減少する傾向にあったことから、2011年度から3年間は「法科大学院教員養成プログラム」、2014年度からは「法学教員養成事業」として、法学教員志望者数を回復し増加させるための施策、法科大学院学生の段階からの教育プログラムの提供に加え、若手研究者の研究支援措置の充実、他大学・海外機関との連携による若手研究者のネットワーク化およびグローバルに活躍できる人材の育成を打ち出している。具体的な取組としては、①特別講師制度(法科大学院出身の若手研究者を「特別講師」に選任し、大学院学生の研究・勉学の支援を行う)、②特別リサーチ・アシスタント制度(法科大学院修了者である博士課程学生の優れた研究を促進するため経済的支援を行う)、③若手研究者の国内外学会参加・資料収集に関する助成、④外国語入門講座、⑤外国語法学文献講読、⑥研究案内講演会、⑦合同研究会、国際シンポジウム等の開催などが挙げられる。これらの事業と相俟って、本専攻を修了して本研究科の助教となる者や、本専攻を修了して本研究科の博士課程学生となる者の数は、第1期中期目標期間よりも増加している(資料3-18)。

(資料3-18:法科大学院からの博士課程進学者、助教就職者数)

<p>法科大学院からの博士課程進学者</p> <p>(2006年度～2010年度進学 平均1名)</p> <p>2011年度進学 2名</p> <p>2012年度進学 1名</p> <p>2013年度進学 2名</p> <p>2014年度進学 3名</p> <p>2015年度進学 4名</p> <p>2016年度進学 1名</p> <p>(2011年度～2016年度進学 平均2.2名)</p> <p>法科大学院からの助教就職者</p> <p>(2006年度～2010年度採用 平均4名)</p> <p>2011年度採用 4名</p> <p>2012年度採用 4名</p> <p>2013年度採用 7名</p> <p>2014年度採用 7名</p> <p>2015年度採用 4名</p> <p>2016年度採用 5名</p> <p>(2011年度～2016年度採用 平均5.2名)</p>

また、修了生からのアンケート調査(資料3-19、別添資料3-2)においても、法科大学院における経験が法曹になるにあたり大きな財産となった、法律実務家としての素養を高めるのに有益だったなど、進路・就職の観点から本専攻における教育を高く評価するものがみられる。

(資料3-19:修了生アンケート(在学時の法曹養成専攻における教育について))

	修了年度						全体
	2010	2011	2012	2013	2014	2015	
不満・やや不満	0%	33%	0%	20%	0%	0%	8%
何とも言えない	0%	0%	20%	20%	7%	15%	19%
満足・どちらかと言えれば満足	100%	66%	80%	60%	93%	84%	73%

(2016年3月～4月実施)

(水準) 期待される水準を上回る。

(判断理由) 国際的・先端的な教育を重視する教育課程を修了した修了生が、司法試験においても、第1期中期目標期間から引き続き、全国的にも高い合格率で合格し、法律実務家として活躍しており、修了生からの評価も高い。これらの状況に鑑みれば、進路・就職の状況は、期待される水準を上回っているといえる。

また、法学研究者の育成は、国内外の大学法学部にとってはもちろん、法曹実務家にとっても「実務と理論の連携」という観点から、重要な課題といえるが、この点についても、法科大学院からの博士課程進学者、助教就職者数(資料3-18)に見られるように第1期中期目標期間から状況は改善しており、期待される水準を上回っている。

Ⅲ 「質の向上度」の分析

(1) 分析項目Ⅰ 教育活動の状況

教育の実施体制については、第2期中期目標期間においても、すぐれた研究者教員・実務家教員を継続して採用しており、高い水準を維持しているといえる。

教育内容・方法については、国際的に活躍する法曹実務家を養成するという観点から、英語による授業の拡充、「海外派遣」などのプログラムを積極的に展開しており、文部科学省の2014年度「公的支援見直し加算プログラム」でも「卓越した取組」としてきわめて高い評価を受けている。また、未修者については、2010年度入学者から定員を削減する措置を講じたほか、2014年度からは未修者指導行使による指導を開始するなど、第1期中期目標期間と比較して少人数教育がより充実しており、質の向上が認められる。

(2) 分析項目Ⅱ 教育成果の状況

学業の成果については、司法試験の合格率、『東京大学法科大学院ローレビュー』への学生投稿論文の掲載状況などに鑑みて、第1期中期目標期間に引き続き高い水準を維持しているといえる。また、「法科大学院教員養成プログラム」(2011年度～2013年度)、「法学教員養成事業」(2014年度～)の実施によって、研究者を志望する学生に対してはもちろん、法曹実務家を志望する学生に対しても、実務教育と理論教育の架橋によって、より多角的・複眼的な視点を修得することが可能となっている。

進路・就職の状況については、サマー・トレイニー制度の実施(2011年度～)など、学生の進路選択の支援が大幅に強化された点において、質の向上が認められる。また、「法学教員養成事業」(2014年度～)などの実施によって、法学研究者の養成が強化され、法科大学院からの博士課程進学者、助教就職者が増加した点も、進路の多様化という観点から、質の向上を認めることができる。